

○栃木市建設共同企業体取扱要領

平成22年4月1日

告示第281号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の目的)

第2条 共同企業体は、市内建設業者の健全な発展及び技術力の結集等による適正かつ効果的な施工を図ることを目的に結成するものとする。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 共同企業体を活用する場合の対象工事の種類及び規模は、次に掲げるものとする。ただし、工事の種類、規模、内容等により、共同企業体による施工が必要であると特に認められる場合はこの限りでない。

(1) 対象工事の種類

ア 技術的難易度の高い工事(橋梁、トンネル、下水道等の大規模土木構造物、大規模建築物及び大規模設備等に係る工事)

イ 特殊工法を内容とすること等により、市内建設業者の技術の習得の促進に寄与することができる工事

(2) 対象工事の規模

ア 土木工事 概ね2億円以上

イ 建築工事 概ね3億円以上

ウ 設備工事 概ね1億円以上

2 前項の規定にかかわらず、単独企業による施工が可能であると認められる場合は、共同企業体を活用しないことができる。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として、3社以内とする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付けが栃木市建設工事請負業者選定要綱(平成22年栃木市告示第143号。以下「選定要綱」という。)第4条に規定する最上位の等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 当該年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該工事に対応する許可業種について、許可後3年以上の営業年数があること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(出資比率)

第7条 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 構成員が2社の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第8条 共同企業体の代表者は、当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく特定建設業の許可を有する者であつて、その出資比率が、構成員のうち最大(同比率である場合を含む。)である者とする。

(特定建設工事の決定)

第9条 共同企業体へ発注する工事(以下「特定建設工事」という。)は、工事の規模、内容、難易度等を総合的に勘案の上、栃木市建設工事等請負者選考委員会規程(平成22年栃木市訓令第62号)に規定する栃木市建設工事等請負者選考委員会(以下「委員会」という。)に諮り、決定するものとする。

(共同企業体の結成方式等)

第10条 共同企業体の結成方式は、自主結成方式とする。

- 2 共同企業体の構成員は、同一の工事で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- 3 共同企業体の構成、出資割合その他共同企業体を結成するために必要な事項は、委員会に諮り、決定するものとする。

(特定建設工事の入札参加手続等)

第11条 特定建設工事の入札に参加しようとする者は、当該工事の入札公告(以下「公告」という。)に定められた手続に従い、次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式第2号)

(3) 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

2 前項の規定により申請のあった共同企業体で、公告に定める要件を満たす者については、原則として、すべての入札に参加させるものとする。

(共同企業体の有効期間)

第12条 市の契約の相手方となった共同企業体の有効期間は、特定建設工事の完成後3月を経過した日までとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

